

ベースロード市場について

2022年10月3日
資源エネルギー庁

はじめに

- 大規模事業者と新電力のベースロード電源(以下「B L 電源」という。)へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとしてベースロード市場(以下「B L 市場」という。)を創設し、2019年7月より J E P Xにおいてオークションが開始された。
- B L 市場において、想定以上の値差が発生し、固定的な価格での受渡しが困難な状況を踏まえ、2022年度・2023年度受渡し分については値差の清算を行い、値差リスクの軽減を図ることとした。
- 2024年度受渡し分（2023年度オークション）以降における値差への対応については、間接オークションの経過措置終了後、間接送電権発行量の増加が見込まれることから、経過措置が終了する2026年度以降と、2024年度・2025年度受渡し分を分けて議論することとした。
- 今回は、2022年度第2回オークションの約定結果をお示しするとともに、2024年度・2025年度受渡し分における値差への対応について、ご議論いただきたい。

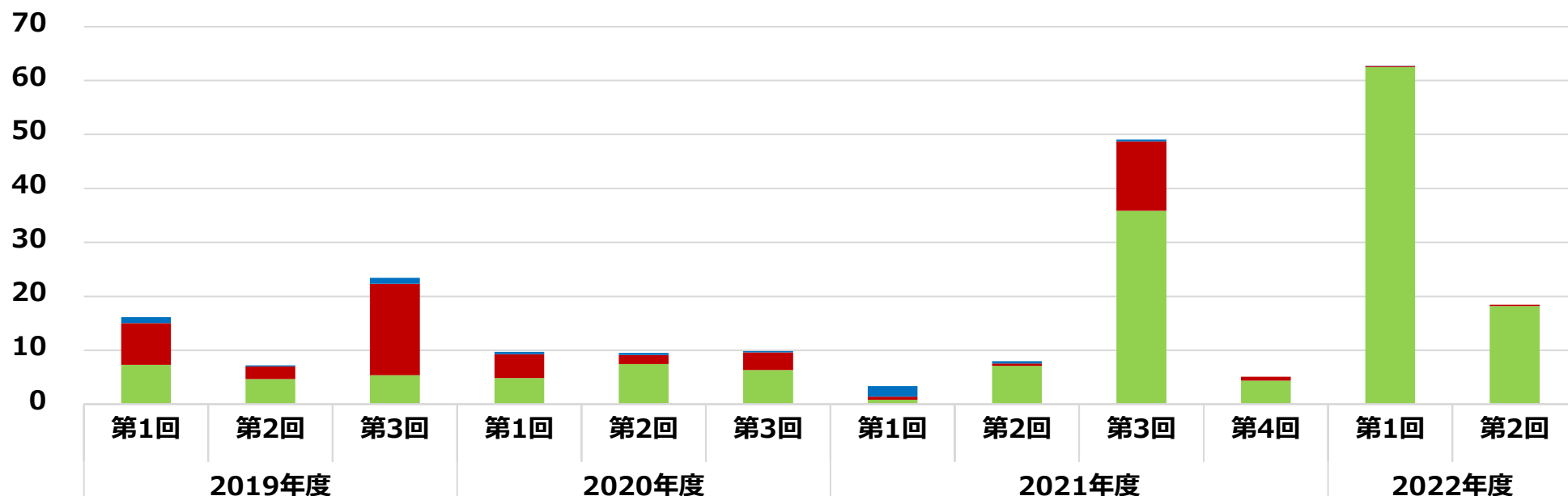
1. 第2回オークション結果

2. 値差への対応について

2022年度第2回オークション（2023年度受渡し分）の約定量

- 2022年9月30日に2022年度第2回オークション（2023年度受渡し分、入札期間：9月20日～9月30日）の約定処理が行われた。
- 約定量は**全市場合計で210.1MW、年間の電力量に換算すると約18.5億kWh**であり、前年度の第2回オークションの約定量約7.9億kWhと比較し、**約2.3倍超となっている**。また、約定量のほとんどが西日本エリアであり、**北海道エリアでは約定しなかった**。

オークション別約定量 [億kWh]

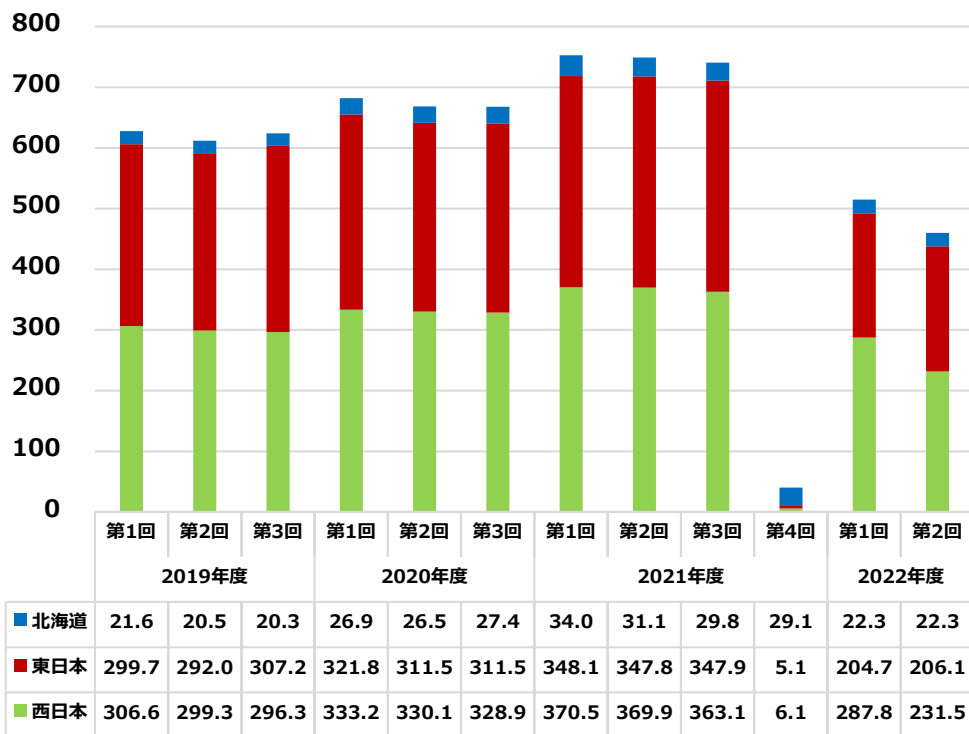


	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回	第2回
北海道	1.1	0.2	1.1	0.4	0.4	0.2	2.0	0.4	0.4	0.0	0.01	0.0
東日本	7.7	2.4	17.0	4.4	1.7	3.3	0.6	0.4	12.9	0.7	0.2	0.3
西日本	7.3	4.7	5.4	4.9	7.4	6.3	0.8	7.1	35.9	4.4	62.5	18.2

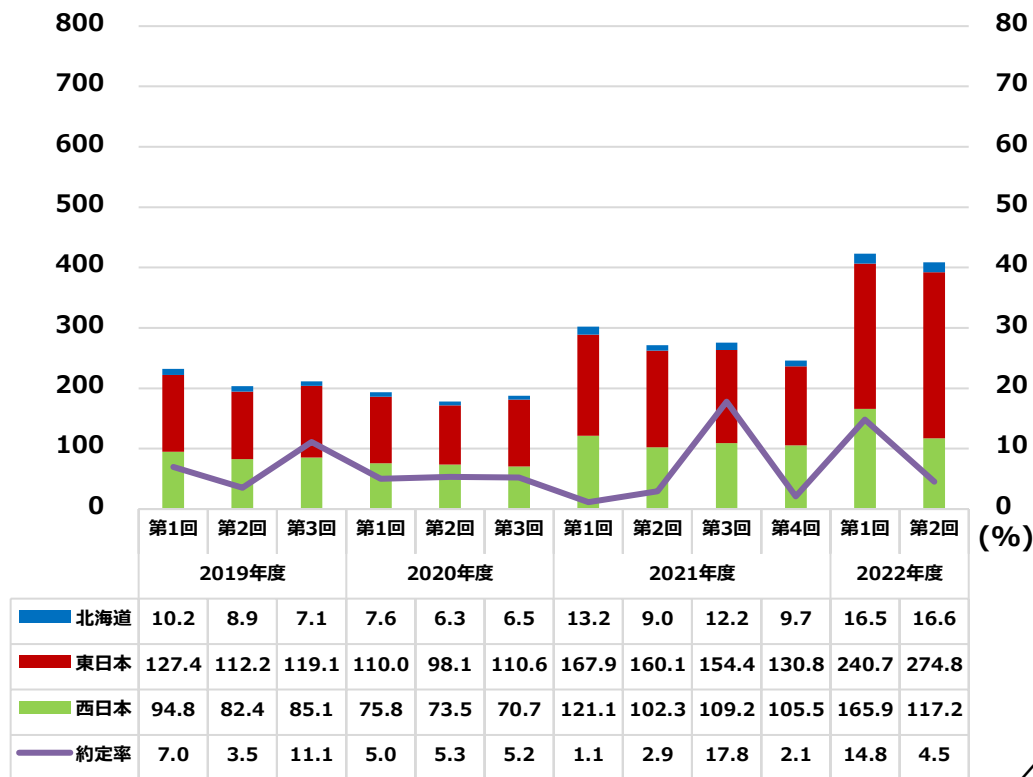
入札量および約定率について

- 2022年度第2回オークションの売入札量約459.9億kWhは、2021年度第2回オークションの売入札量比で約38.6%減少している。これは、控除量が増加したことにより、大規模事業者の制度的な供出量が減少したこと、前回のオークションで大幅に約定したこと等が要因となっている。
- また、買入札量約408.6億kWhは、2022年第1回オークションと同程度の入札量であり、2021年度第2回オークションの買入札量比では約50.6%増加している。これは、今年度のスポット市場価格や相対契約、常時バックアップの状況を背景に、買手側のB L市場へのニーズが拡大していると考えられる。

売入札量の推移【億kWh】



買入札量・約定率の推移【億kWh】



※2021年第4回目については、大規模事業者に対しては市場の供出を制度的に求めず、各社の判断による任意参加としている。

約定価格について

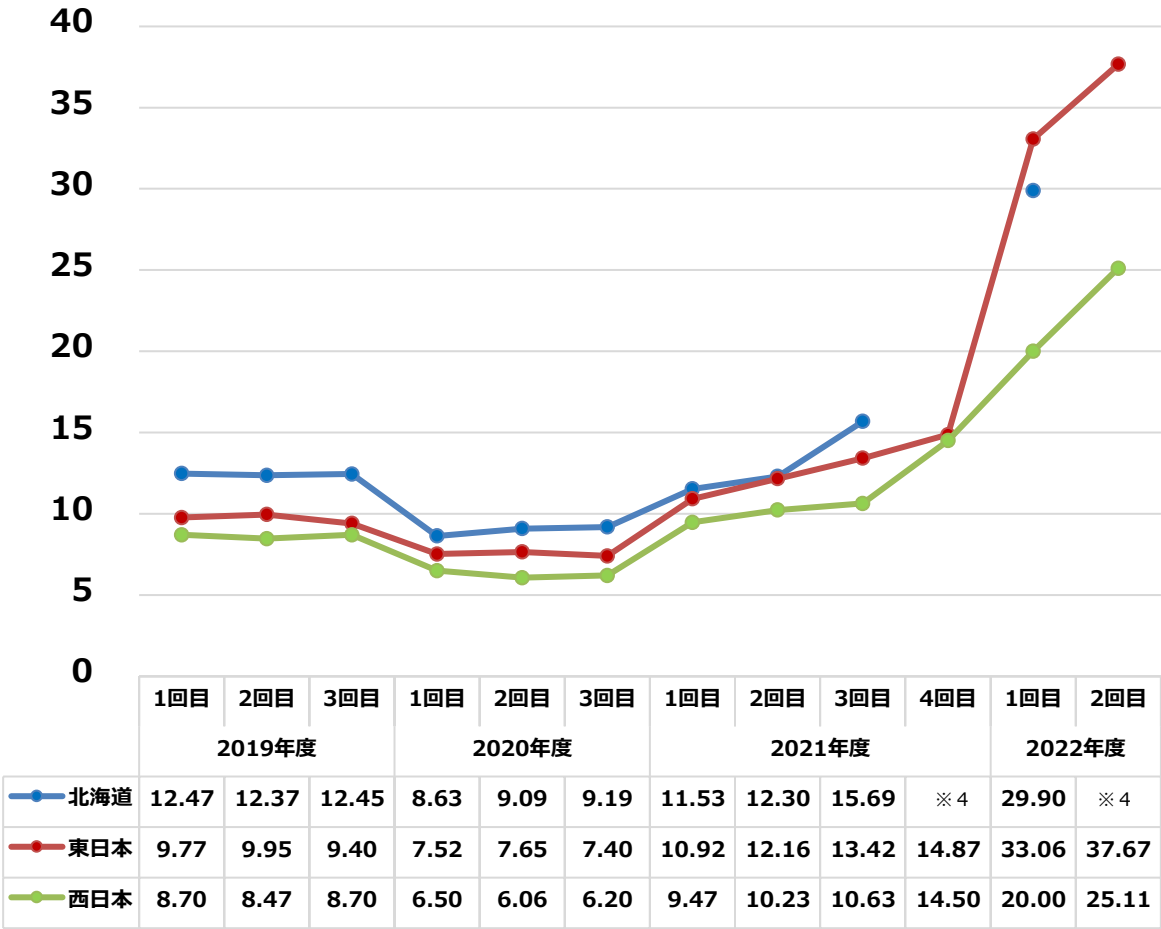
- 約定価格は、東日本37.67円/kWh・西日本25.11円/kWhと、2021年度第2回オークションと比較し、東日本エリアは約3.1倍、西日本エリアは約2.5倍となっている。
- 各エリアの約定価格と先物価格を比較すると、東日本では約定価格の方が高く、西日本では先物価格の方が高い結果となった。

＜2022年度第2回オークション結果と参考価格＞（円/kWh）

商品エリア	約定価格	(参考)基準エリアの直近月までの平均エリアプライス		(参考)先物価格※3
		1年分※1	6か月分※2	
北海道	※4	21.36	22.83	35.41
東日本	37.67	23.55	26.17	
西日本	25.11	20.65	20.94	28.20

※1 スポット市場価格単純平均にて算出（2021年10月1日～2022年9月30日）
※2 スポット市場価格単純平均にて算出（2022年4月1日～2022年9月30日）
※3 1年間分の先物市場価格帳入値段単純平均にて算出（9/30 2023年4月限～2024年3月限）

＜約定価格の推移＞（円/kWh）



1. 第2回オークション結果

2. 値差への対応について

2024年度・2025年度受渡し分の対応について（1 / 2）

- 2026年度受渡し分以降の対応は、間接送電権の活用による値差のヘッジを基本とする場合、2024年度・2025年度受渡し分については別途検討を行う必要がある。
- B L 市場における値差問題は、本年3月より検討を開始し、2022年度・2023年度受渡し分の対応については①入札価格に想定値差を織り込む手法、②市場範囲の分割・統合によって対応する手法、③閾値以上の値差を清算する手法についてご議論いただいた。
- その結果、①は監視の在り方等慎重な検討が必要であること、②は過大な値差は解消できるものの、B L 市場は元々 1 つの市場を志向しており慎重な検討が必要であることから、③が採用された。
- 2023年度にオークションが開催される2024年度受渡し分についても、同様の手法を軸に検討を行うことが考えられるが、一方で、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化等を背景とした燃料価格の高騰、それに伴うスポット市場価格の上昇は長期化の様相を呈する等、電気事業を巡る環境もこの春以降大きく変化している。
- 限界費用が原則 0 円である再生可能エネルギーの導入も拡大しており、システムプライスが0.01円/kWhとなる時間帯は2018年度は0%だったが、2022年度には全体の約3.9%、エリアによっては約12.3%になるなど増加傾向にある※。また、**市場分断は全国で増加、一部のエリアでは分断率が 8 割を超える月もみられる。**
※2022年4～8月システムプライス・エリアプライスにおける0.01円のコマ数/取引コマ数
- その結果、**エリア間値差は議論当初よりも大幅に拡大**しており、例えば九州エリアプライスと関西エリアプライス間の値差は、2022年4月は月平均1.95円/kWhであったが、8月は月11.67円/kWhにまで上昇している。

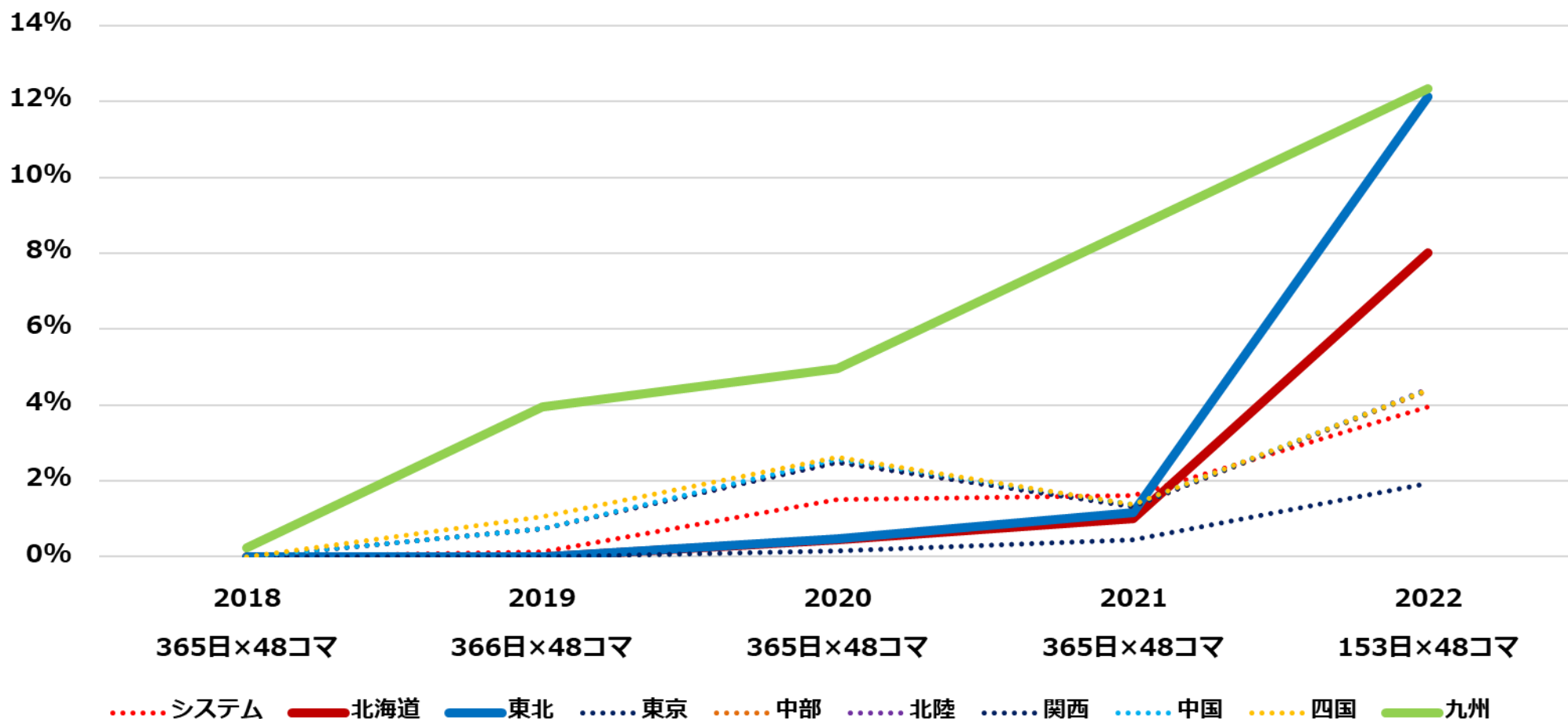
2024年度・2025年度受渡し分の対応について（2 / 2）

- こうしたスポット市場価格の高騰を始めとした事業環境の変化は、小売電気事業者にとって非常に厳しいものであり、実際、今年に入ってから小売事業から撤退する事業者が少なからず存在している。
- 本年度の第1回・第2回オークションでは、昨年度と比較しても、買入札量、約定量ともに大幅に増加した。今後も一定期間、厳しい事業環境が継続することが見込まれるなか、小売事業者にとって中長期的なヘッジにもなり一定期間の受渡しが約束されるB L市場は、一層ニーズが高まると考えられる。
- 一方で、電源の休廃止が進展する中、足下の需給状況は非常に厳しく、来年度以降も必ずしも余裕があるとは言えない状況。そのため、売手事業者の各B L電源の費用を適切に回収できることが、安定供給と脱炭素を両立させるためにも重要であると考えられる。
- 2026年度受渡し分以降の対応方針や足下の状況変化を踏まえ、2024年度・2025年度受渡し分をどのような位置づけと考えるか。
- また、小売事業者は需要家保護の観点からいかに適切にリスクを管理し供給力を確保できるか、発電事業者は適切な費用回収によっていかに安定供給に貢献できるかといった観点から、前述の3案についてどのように考えるか。

(参考) 0.01円/kWhのコマ発生率の推移

- 全エリアにおいて、スポット市場価格0.01円/kWhとなるコマの割合※は増加傾向である。特に九州エリア・東北エリア・北海道エリアは、増加が顕著である。

<0.01円/kWhとなるコマの発生割合>



※ (0.01円/kWhのコマ) ÷ (総取引コマ数) として、JEPX取引結果より事務局作成。

売手事業者が値差リスクを入札価格に織り込む場合の懸念点

- 売手事業者、特に制度的に市場への供出を求めている大規模発電事業者が供出価格に市場分断値差リスクを織り込む場合、2通りの方法が想定されるが、それぞれに対し以下の懸念点が考えられる。
- また、市場の制度として入札価格に市場分断値差リスクを織り込むことを検討する場合、大規模発電事業者によるB L市場への供出価格については、社内取引価格との整合性もあるなか、監視の在り方等についても再度整理が必要となる。
- 加えて、供出価格に値差を織り込むのであれば、分断状況を踏まえて設定した市場範囲も見直すことが考えられる。**本手法は市場分断値差リスクを解消する一手段となりうるものの、監視の在り方や市場範囲を含め慎重に検討することが必要ではないか。**

＜供出価格への値差の織り込み方と懸念点＞

①前年度の値差を供出価格に織り込み	②翌年度発生見込の値差想定を供出価格に織り込み
2021年度に発生した値差は、2022年度に行われるオークション時に供出価格に織り込む。2022年度オークション約定分は2023年度に受け渡されるため、<u>2年度ずれて値差損益を回収</u>することになる。	2022年度のオークション時、<u>2023年度に発生する見込みの値差を想定し、供出価格に織り込む。</u>
・値差損益の回収まで2年かかる。 ・<u>値差損益の回収可否は、約定量に左右される。</u>約定量が少なければ回収することはできない。 ・値差を織り込むことにより入札価格が上昇し、約定量が減少のうえ値差回収ができないリスクがある。	・見込で値差損益を計上するため、実績値と想定がずれる可能性がある。 ・天災等の影響により、過去の分断時間・値差が参考にならない可能性がある。 ・値差損益を保守的に見積もった場合、供出上限価格が不要に高くなる可能性がある。

①入札価格に値差を織り込む手法について（2 / 2）

- 特に2021年10月以降、各エリアプライスと基準エリアプライス間の値差は拡大しており、2022年3月に値差への対応について議論を開始した時点と比較しても、状況は大きく変化している。
- このような状況を踏まえると、翌年度発生見込の想定値差をあらかじめ価格に織り込むことも困難であると考えられる。また、前年度の値差を供出価格に織り込む方法を採用した場合も、値差損益の回収までに2年かかり、かつ約定結果次第では値差損益の回収はできない。
- 本手法は、値差リスク解消の一手法であるとは考えられるが、足下の状況も踏まえれば、2025年度受渡し分までの対応手段として採用することは難しいのではないか。

< B L 市場の清算の仕組み >

$$\text{B L 市場 精算価格} = \text{B L 市場 約定価格} + \underbrace{\text{エリアプライス} - \text{基準エリアプライス}}_{\text{値差(B L 市場)}}$$

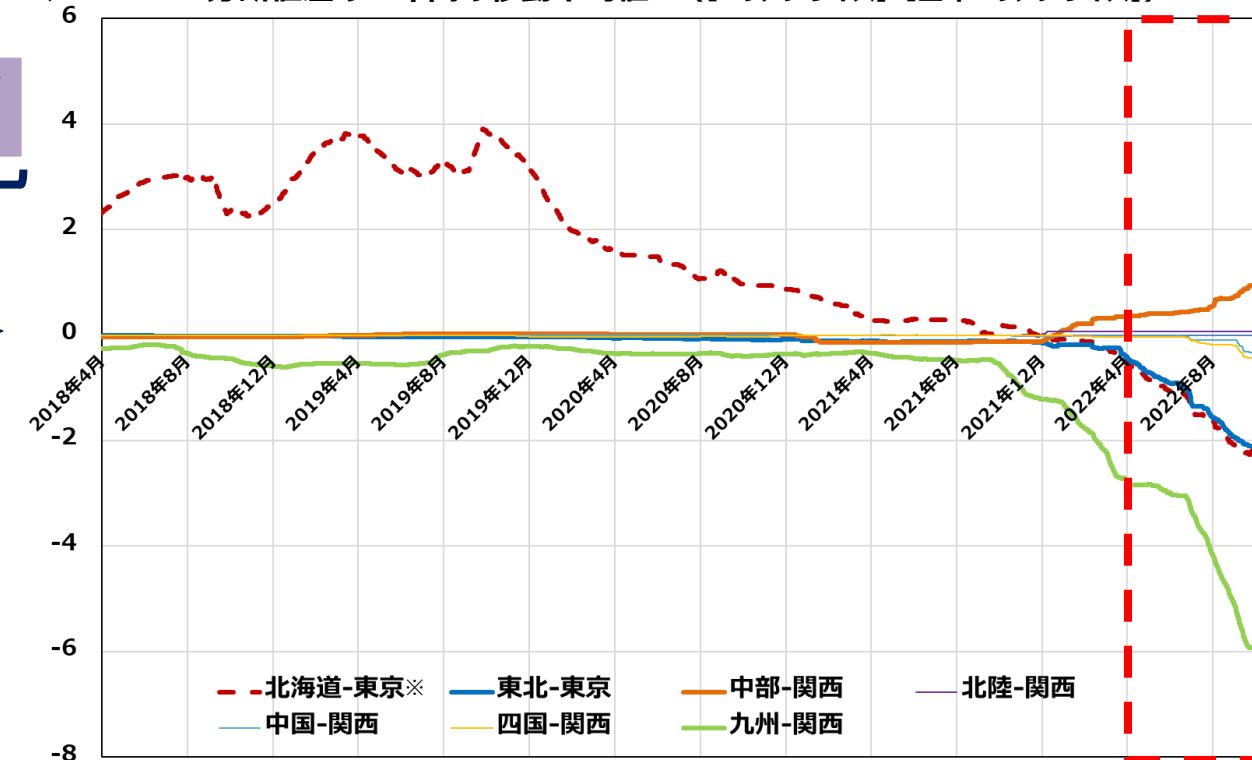
< 基準エリアプライス >

- 北海道エリア・・・北海道エリアプライス
- 東日本エリア・・・東京エリアプライス
- 西日本エリア・・・関西エリアプライス

< 市場毎のエリア分類 >

- 北海道エリア・・・北海道
- 東日本エリア・・・東京、東北
- 西日本エリア・・・中部、関西、北陸、中国、四国、九州

< 分断値差の1年間の移動平均値 >（[エリアプライス]-[基準エリアプライス]）



※北海道については市場範囲は分かれているものの、参考として東日本エリアの基準となる東京エリアプライスとの比較を示している。

②市場範囲の分割・統合により値差に対応する手法について

- エリア間値差が大幅に拡大しているなか、市場範囲を見直すことで過大な値差が発生する可能性を低減させることも、2025年度受渡し分までの値差への対応方法として考えられるか。
- 一方で、市場範囲をより細かく設定することは、**本来は全国一律を志向していた当初のB L市場の在り方から離れ、広域調達もより困難**となると考えられるため、市場範囲の見直しについては慎重な検討が必要である。
- そのため、市場範囲の見直しを行う場合、B L市場の当初の志向も踏まえ、**過大な値差が発生している状況を考慮し市場を分割するだけでなく、状況に応じて市場を統合する可能性についても検証する必要**があるか。

【市場範囲の分割・統合により値差に対応する場合の論点】

②－1：市場範囲の分割・統合の判断基準

- スポット市場がどのような分断状況であるとき、B L市場の市場範囲を分断・統合するか。
- どのような指標をもって、分割・統合を判断するか。

②－2：市場範囲を見直す頻度、分割・統合の判断時期

- 市場範囲を見直す場合、どのような頻度で市場範囲を見直すか。
- また、市場範囲の分割・統合については、いつどの時点で判断するか。

(参考) 市場範囲を分割する場合に想定される事象

第64回制度検討作業部会
(2022年4月25日) 資料4より抜粋

- 2022年度オークションより九州エリアを分割する等市場範囲を見直す場合、一般的には市場分割により市場の流動性の低下や約定価格の上昇、約定量の減少等、市場において不利益となる事象が発生する可能性が高い。
- また、より細かく市場範囲が設定されることにより、本来は全国一律を志向していた当初のB L 市場の在り方から離れることに加え、広域調達もより困難となる。頻繁に市場範囲の見直しが行われるとなると、中長期的な市場の予見性が低下する可能性もある。
- そのような観点も踏まえ、市場範囲のさらなる分割については慎重に検討する必要がある。

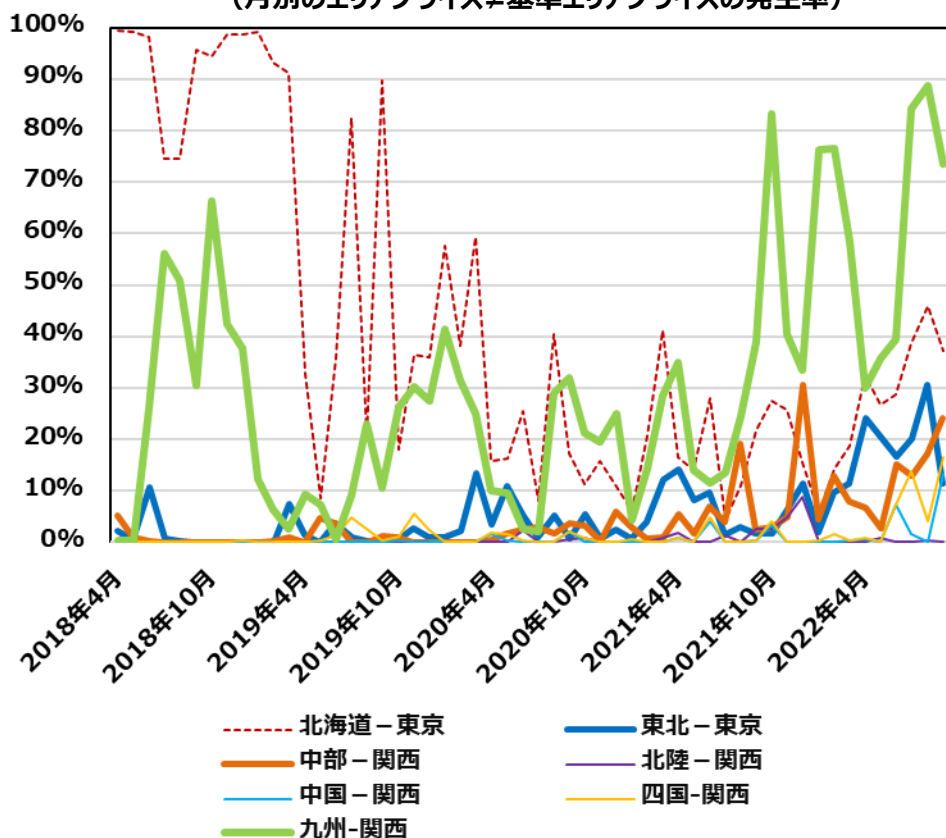
<第63回制度検討作業部会（2022年3月16日）における委員からのご意見>

- 一方、市場範囲の見直しは悩ましく、九州を分割しても買手が減ってあまり活性化しない恐れ。市場範囲の見直しについては、広域調達の観点から慎重に判断することが大事。
- 市場見直しについて、市場分断はあまりメリットがないのでは。足下は清算等でリスク解消を図るべき。

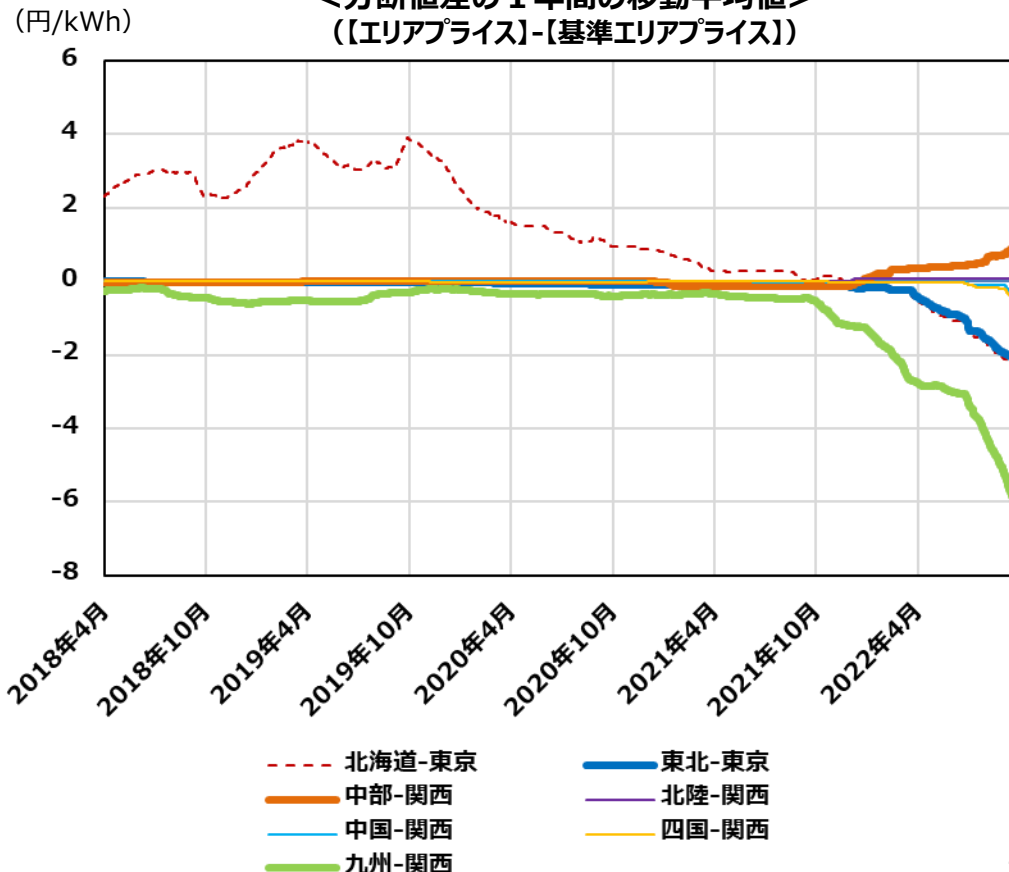
②－１：市場範囲の分割・統合の判断基準

- 値差が特に拡大しているのは、中部エリア⇔関西エリア間、東北エリア⇔東京エリア間、九州エリア⇔関西エリア間である。一方で、北海道エリア⇔東京エリア間の値差は縮小傾向にある。
- 分断値差発生率や発生値差等の状況を踏まえ、市場範囲の在り方はどのように考えられるか。
また、値差への対応として市場範囲を見直す場合、どのような要素に基づき判断するべきか。

＜分断値差発生率の推移＞
(月別のエリアプライス≠基準エリアプライスの発生率)



＜分断値差の１年間の移動平均値＞
(〔エリアプライス〕-〔基準エリアプライス〕)

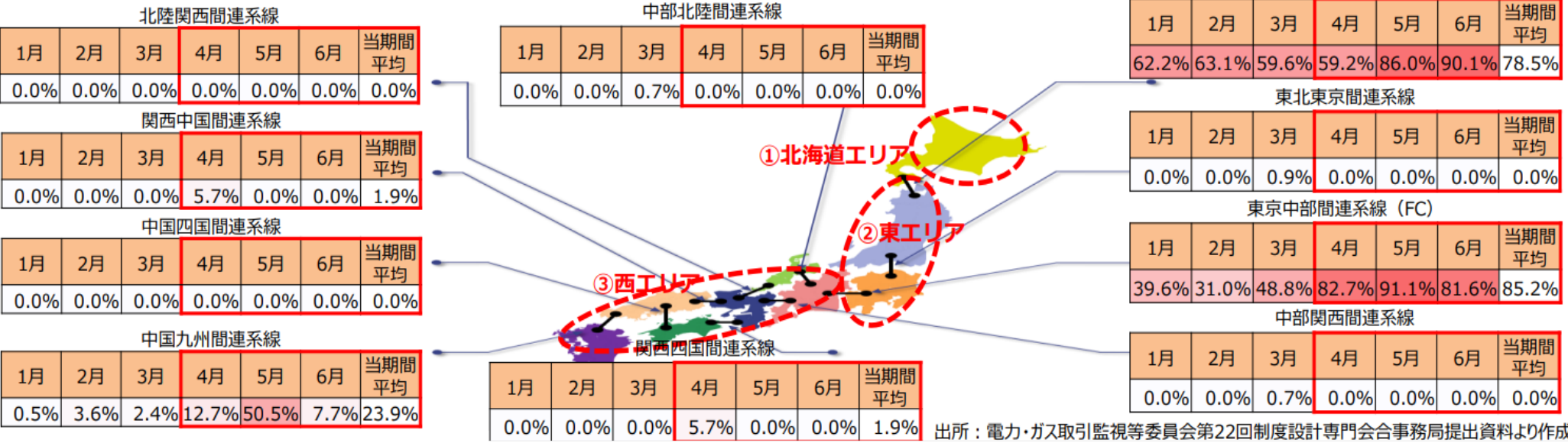


※北海道については市場範囲は分かれているものの、参考として東日本エリアの基準となる東京エリアプライスとの比較を示している。

(参考) 設計当初の分断発生率

- 第13回制度検討作業部会（2017年10月）において現在の市場範囲を検討した際は、スポット市場における各地域間連系線の分断発生頻度、エリア間値差等を参考としている。
- 市場範囲を分割したエリア（北海道本州間連系線、東京中部間連系線）は、検討に使用した期間（直近3か月）の分断発生率が平均で78～85%程度と高水準であった。分断発生率が25%以下であった中国九州間連系線等は、市場範囲を分割しないこととした。

各地域間連系線の月別分断発生率（2017年1月～6月）

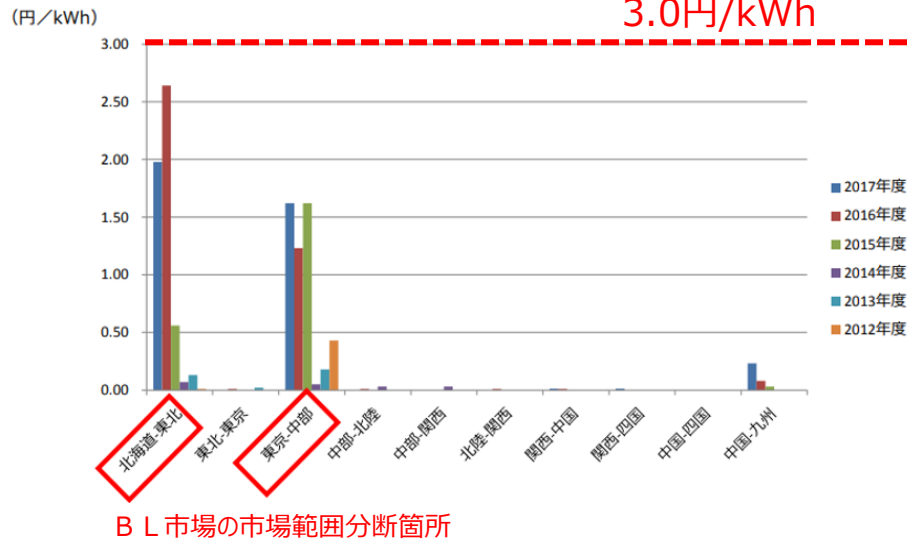


(参考) 設計当初の分断値差との比較

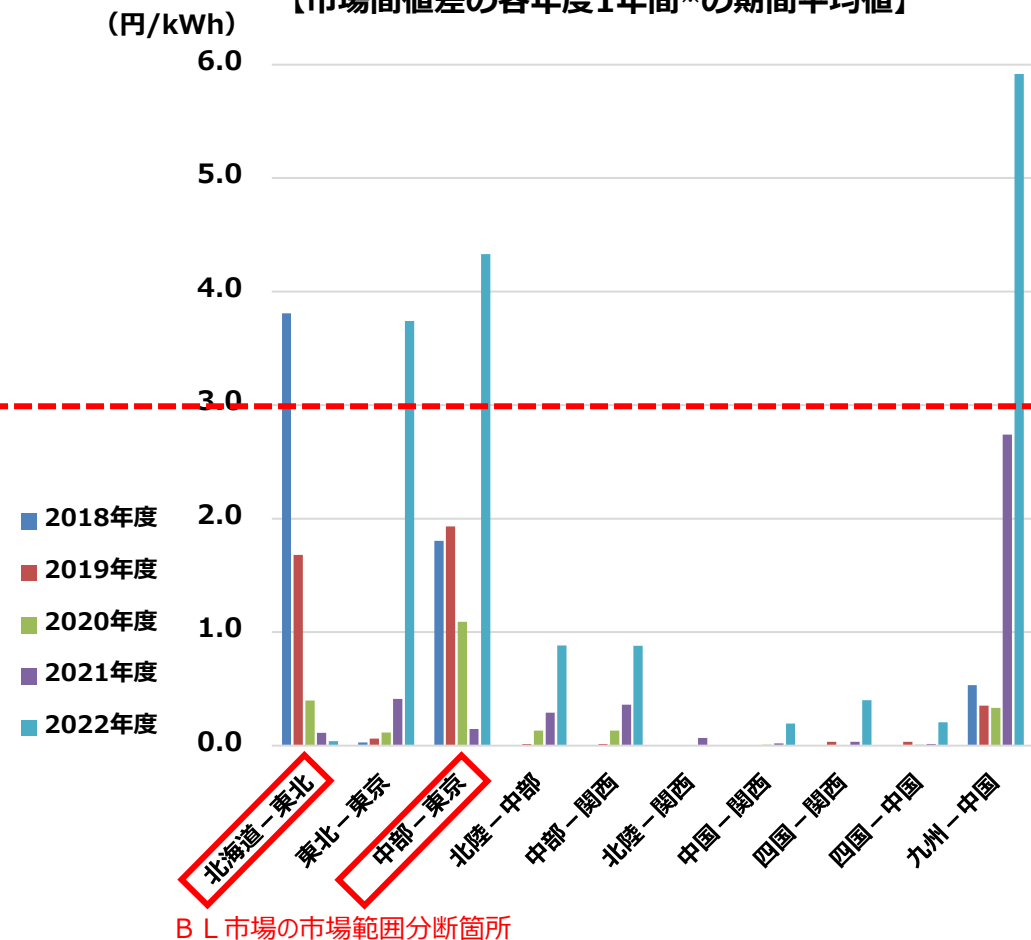
- 分断値差の状況は、市場設計当初と比較しても大きく変化しており、現在では年間平均3.0円/kWh以上の値差も発生している。

(参考) 設計当初の検証値

【市場間値差の各年度1年間の期間平均値】



【市場間値差の各年度1年間※の期間平均値】



※JEPX取引データより事務局作成。
また、2022年度の値差については現時点までの平均値を示している。

現在の地域間連系線の分断発生率

- 至近1年の月毎分断率については、現在 B L 市場において市場範囲を分割している北海道本州間連系線は約15%、東京中部間連系線は30%超と高水準となっている。また、中国九州間連系線は平均50%超となり、至近2ヶ月は80%以上となっている。
- 中部関西間連系線については、分断率が10%を超える日もあるが、10%未満の月が過半数でもあることから、市場範囲の分割を行うには慎重な検証が必要と考えられる。

北海道本州間連系線 月毎分断率（2021.9～2022.8）												
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	当期間平均
20.1%	26.0%	19.9%	4.9%	3.8%	5.8%	9.8%	15.8%	9.5%	15.8%	26.3%	19.7%	14.8%

東京中部間連系線 月毎分断率（2021.9～2022.8）												
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	当期間平均
38.5%	49.5%	50.7%	27.4%	11.8%	7.7%	50.0%	45.6%	48.9%	60.6%	39.2%	26.5%	38.0%

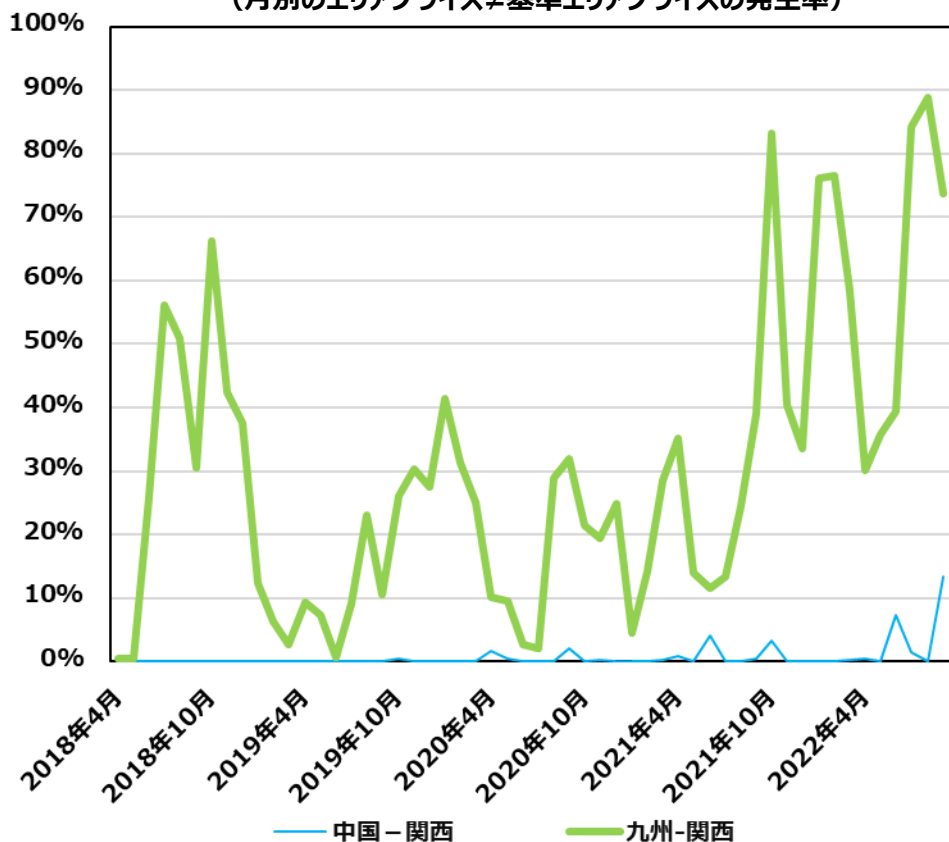
中部関西間連系線 月毎分断率（2021.9～2022.8）												
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	当期間平均
2.6%	2.9%	4.9%	30.7%	4.4%	12.9%	7.9%	6.7%	2.7%	15.3%	12.8%	17.1%	10.1%

中国九州間連系線 月毎分断率（2021.9～2022.8）												
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	当期間平均
39.0%	82.7%	40.4%	33.5%	76.1%	76.6%	58.3%	30.1%	35.7%	35.5%	83.9%	88.8%	56.7%

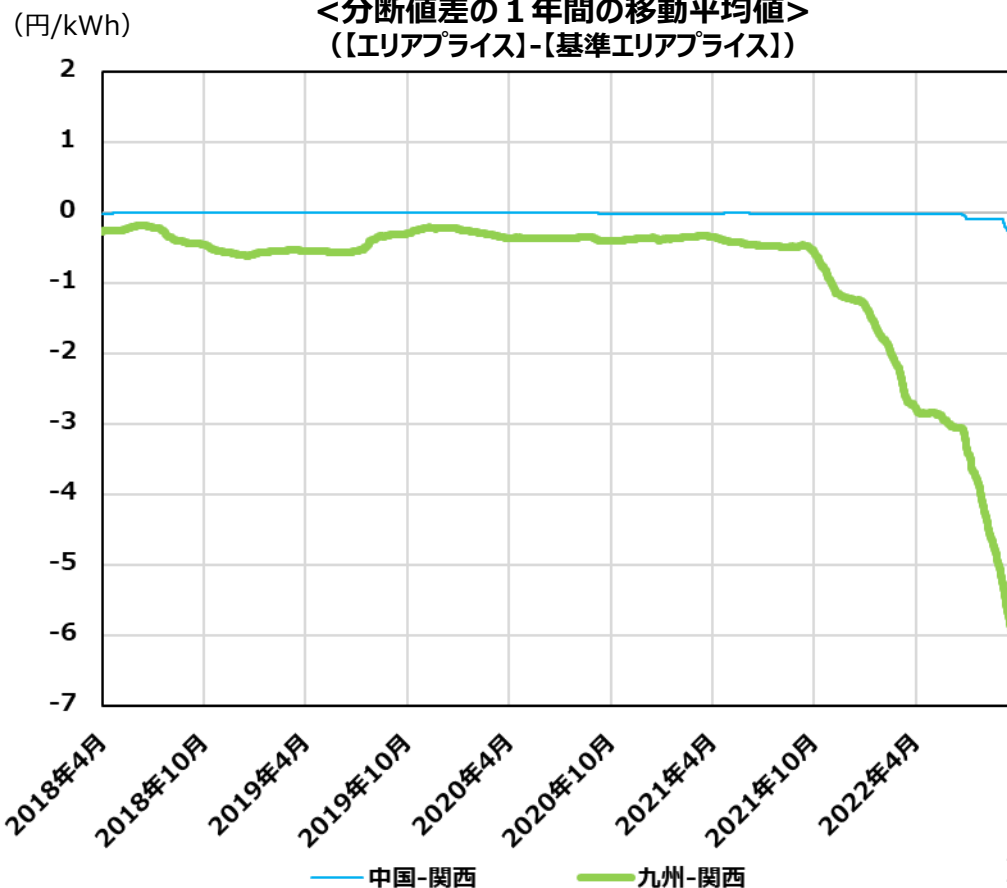
九州エリアの分断率・年間移動平均値差の推移

- 九州エリアについては、2021年10月以降、基準エリアプライス（関西エリアプライス）との値差が大幅に拡大している状況。値差発生率も30～90%間で大きく変動している。
- 九州エリアの場合、中国エリアのみと隣接しているが、中国エリア⇔関西エリア間の分断率・分断値差は比較的小さいため、市場範囲を見直す場合は、九州エリアを単独で分割することとなるか。

＜分断値差発生率の推移＞
(月別のエリアプライス≠基準エリアプライスの発生率)



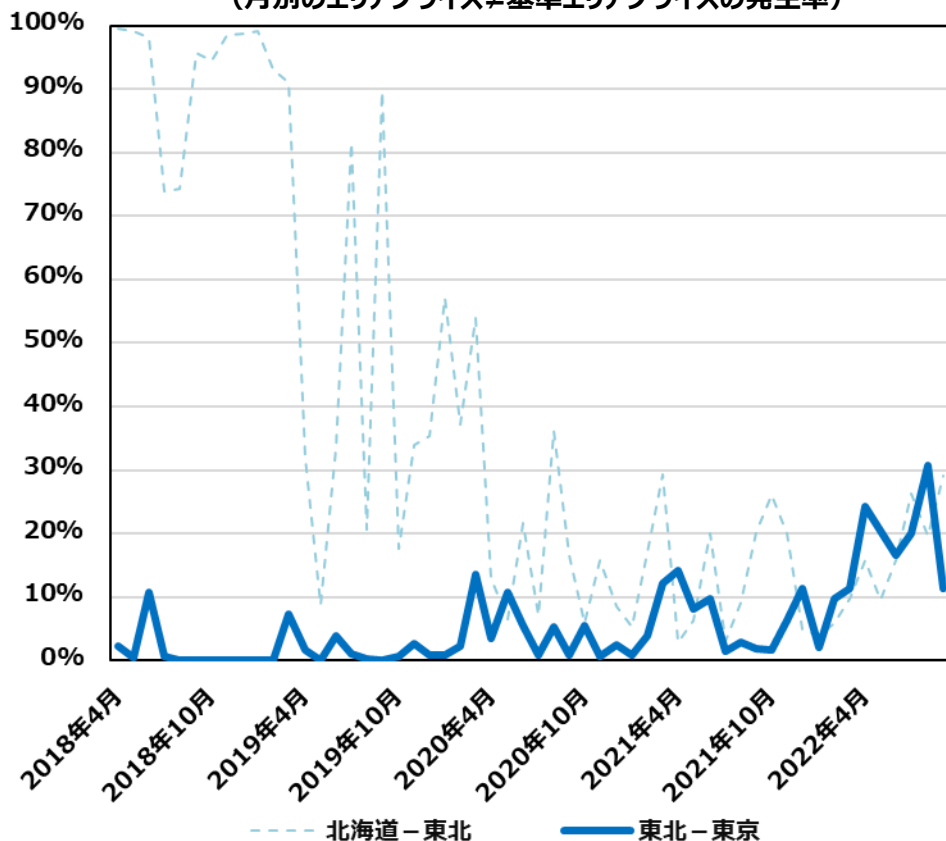
＜分断値差の1年間の移動平均値＞
((エリアプライス)-[基準エリアプライス])



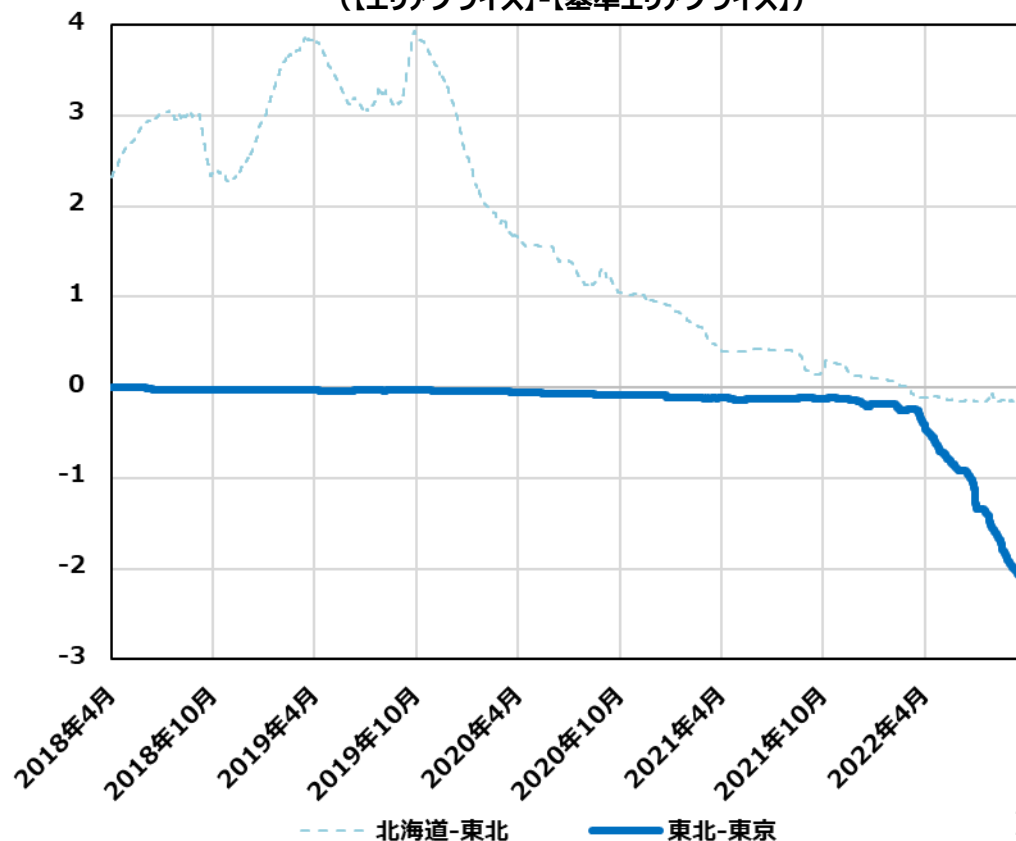
東北エリアの分断率・年間移動平均値差の推移

- 東北エリアについては、2021年10月以降も、基準エリアプライス（東京エリアプライス）との値差発生率は30%以下で推移しているが、拡大傾向にある。値差は年平均で-2円/kWh程度まで拡大している状況。
- ただし、現状、東北エリア⇔東京エリア間は令和4年3月の福島県沖地震により連系線の運用容量が低下している状況であり、2023年1～2月頃には回復することから、分断状況は改善される見込み。東北エリアにおける値差の発生状況は、一時的な要因によるものとも考えられるか。

＜分断値差発生率の推移＞
(月別のエリアプライス≠基準エリアプライスの発生率)



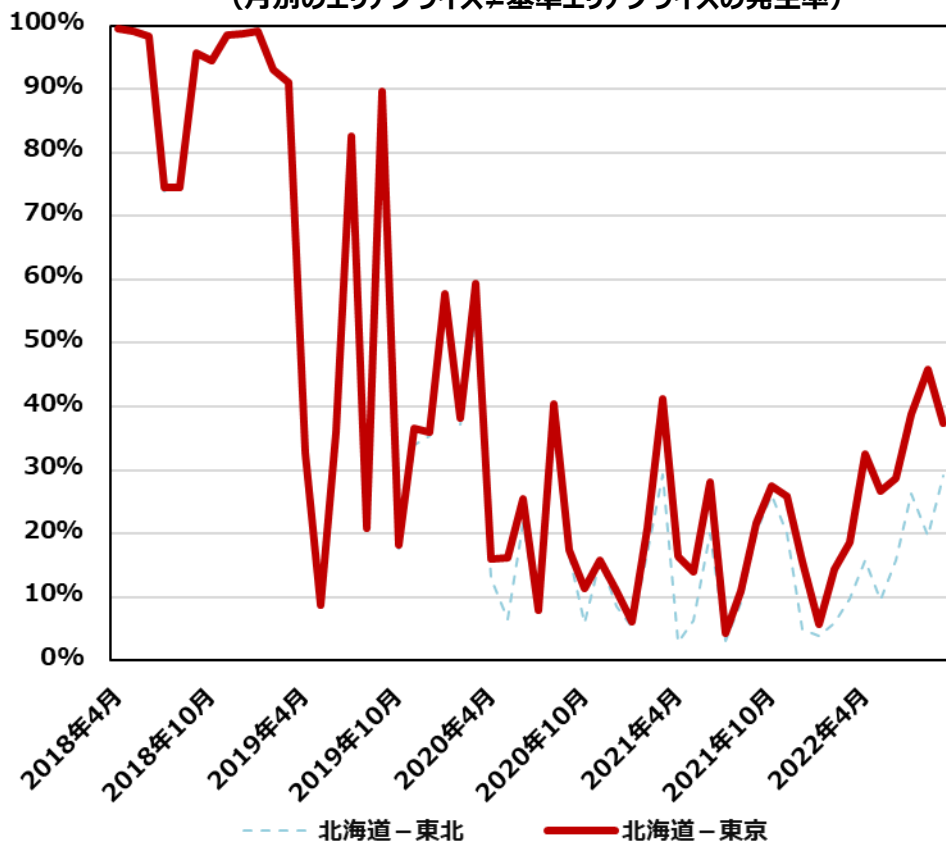
＜分断値差の1年間の移動平均値＞
(円/kWh)
([エリアプライス]-[基準エリアプライス])



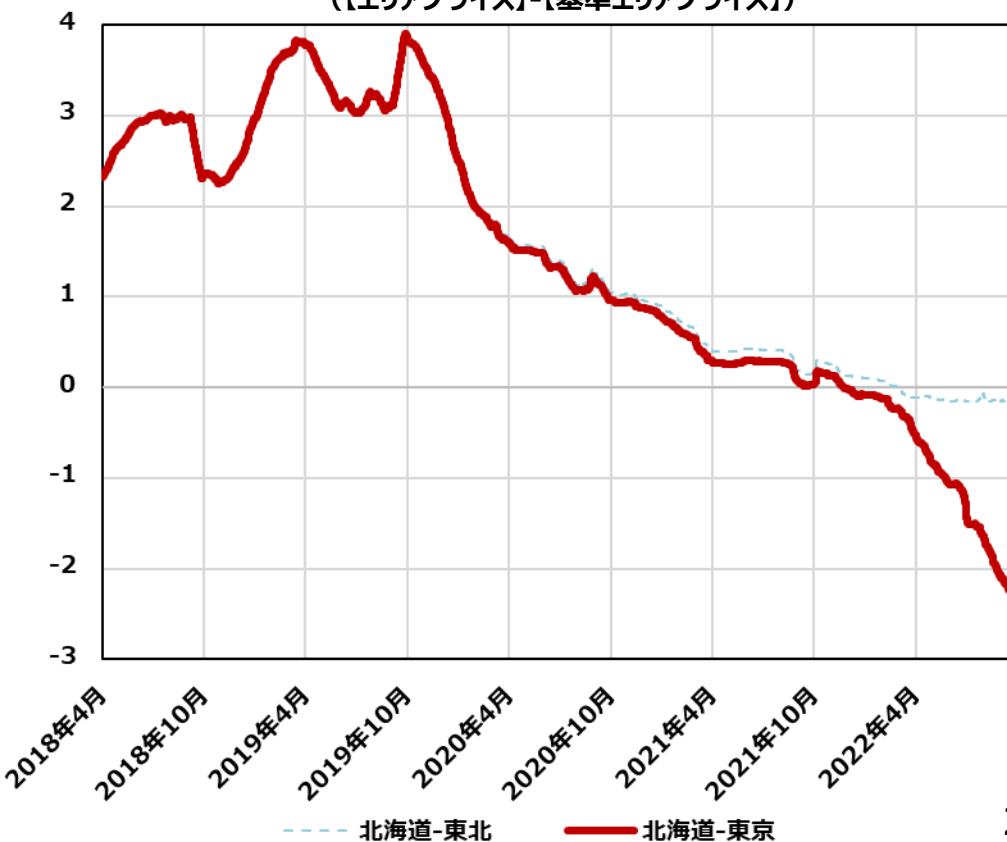
北海道エリアの分断率・年間移動平均値差の推移

- 北海道エリアについては、2019年時点では東北エリア・東京エリアとの値差発生率も80%超、年間平均値差も4.0円/kWh程度と高い状況であったが、**2019年3月に新北本連系設備が運転を開始したこともあり、近年では低下傾向にある**。東北エリアとの値差発生率は2021年10月以降は概ね30%未満となっており、分断値差は年間平均で縮小傾向にある。
- 一方で、直近の北海道エリアと東京エリア間の値差発生率は30%を超え、年間平均値差も2.0円/kWh以上であり、拡大傾向にある。東北・東京エリア間の分断状況と同様に、連系線の運用容量低下による一時的な値差の拡大とも考えられるが、**北海道エリアの分割・統合についてはどのように考えるべきか**。

＜分断値差発生率の推移＞
(月別のエリアプライス≠基準エリアプライスの発生率)



＜分断値差の1年間の移動平均値＞
(〔エリアプライス〕-〔基準エリアプライス〕)



(参考) 福島県沖地震による連系線運用容量への影響

- 2022年3月16日発生 of 福島県沖地震により、連系線運用容量に影響のある設備が停止したことで、東北東京間連系線の運用容量が低下した。
- 上記設備の一部復旧見通しがたち、2023年1月～2月において運用容量が36～86万kW程度増加する見込み。

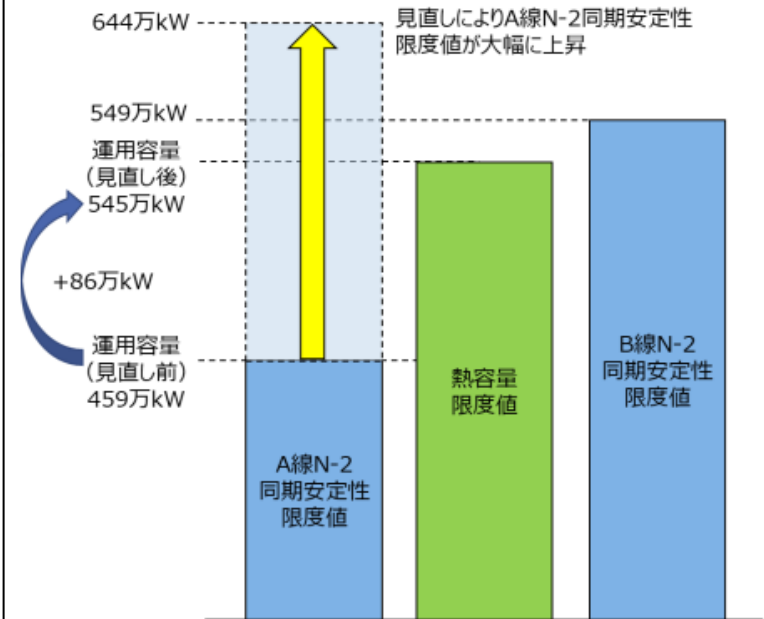
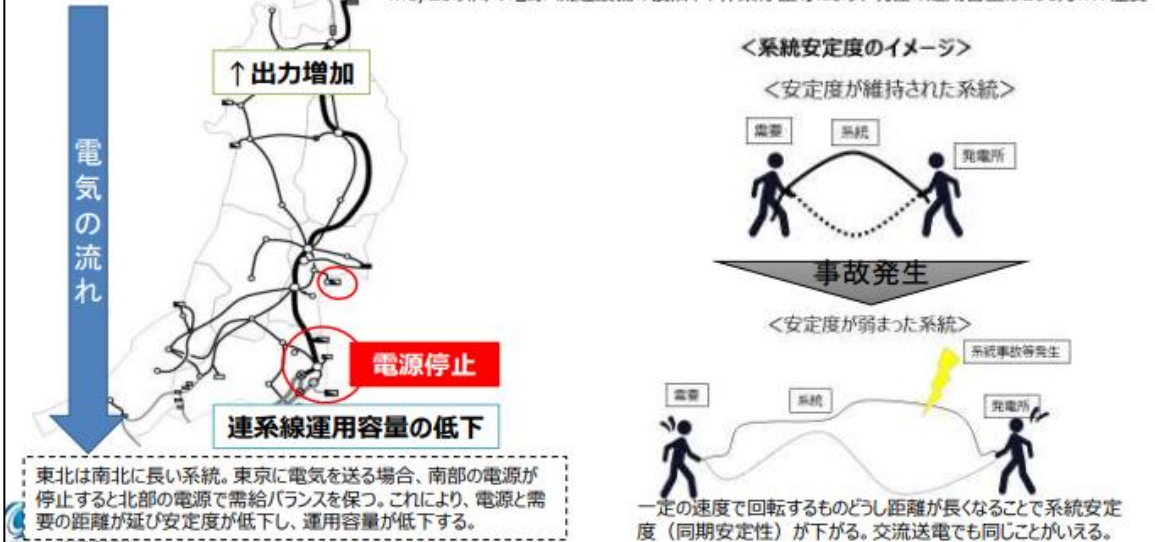
2. 融通指示を踏まえた連系線の活用状況

第72回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会
(2022年4月12日) 資料1より抜粋

電源の停止による東北東京間の運用容量低下

- 東北から東京に送電する地域間連系線の運用容量は、通常500万kW程度であり、これは同期安定性又は熱容量により決まる。同期安定性は電源と需要の距離が長くなれば低下する。
- 3月16日の地震により、連系線近傍の電源・送電設備が停止したことで、東北の電源バランスは北部寄りになり、需要（東京エリア）との距離が長くなり、同期安定性制約により運用容量が低下した。
- 地震直後の運用容量は、一時約215万kW、22～23日にかけては250万kWまで低下した。

※3/23以降の電源・流通設備の復旧や、作業停止等により、現在の運用容量は280万kW程度



(出所) 電力広域的運営推進機関 運用容量・マージンに関するお知らせ (2022年8月31日)

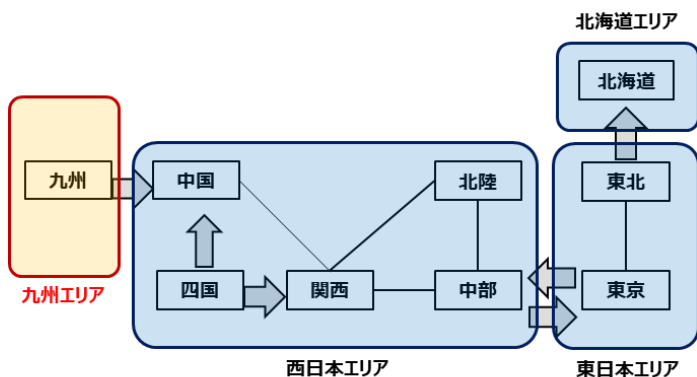
「東北東京間連系線（東京向）2022年度年間運用容量の変更について」より抜粋

値差への対応としての市場範囲イメージ

- 市場間値差への対応として市場範囲を見直す場合、分断率・値差発生状況の変化が最も大きい九州については、市場範囲を分割することが考えられるか。 東京エリアや東北エリアとのエリア間値差が縮小傾向にある北海道エリアについては、市場範囲はどのように考えるべきか。

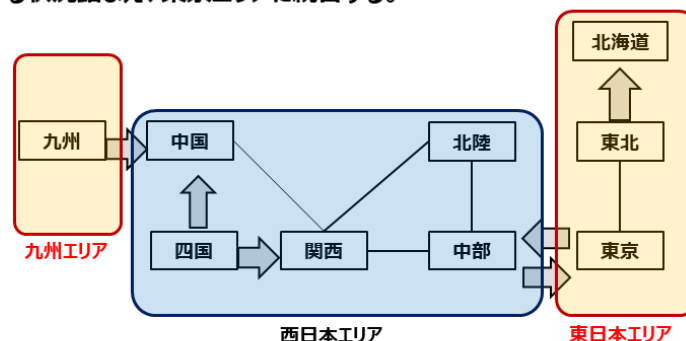
案①：北海道、東日本、関西、九州（４エリア）

- 一定の閾値として、直近の年間平均値差が2円/kWh以上かつ分断率が30%超である九州について、新たに分割し1市場範囲とする。



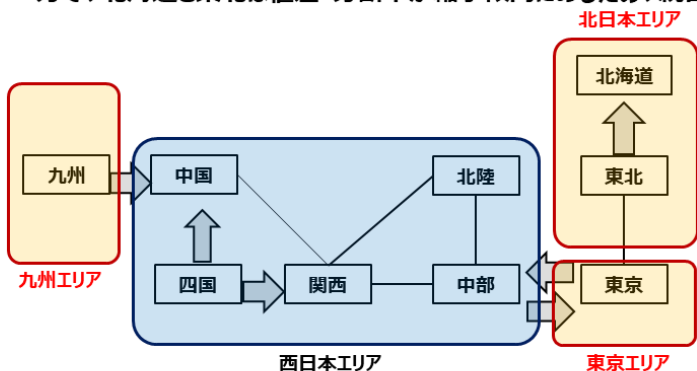
案②：東日本、西日本、九州（３エリア）

- 一定の閾値として、直近の年間平均値差が2円/kWh以上かつ分断率が30%超である九州について、新たに分割し1市場範囲とする。
- 北海道は、近年の値差減少傾向や連系線容量が一時的に低下している状況踏まえ、東京エリアに統合する。



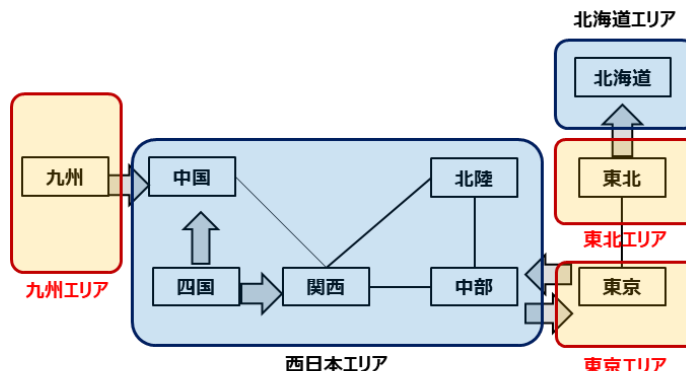
案③：北日本、東京、西日本、九州（４エリア）

- 直近の年間平均値差・分断率が拡大傾向にあるエリアについては、値差の影響を最小限に抑えるために分割する。
- 一方で、北海道と東北は値差・分断率が縮小傾向にあるため、統合する。



案④：北海道、東北、東京、西日本、九州（５エリア）

- 直近の年間平均値差・分断率が拡大傾向にあるエリアについては、値差の影響を最小限に抑えるため全て分割し、市場範囲を細分化する。



※ → は間接送電権が設定されている方向を示す。

(参考)先渡市場の市場範囲について

第64回制度検討作業部会
(2022年4月25日) 資料4より抜粋

- 先渡市場の清算方式については、分断値差により価格固定ができずヘッジ機能を果たせていない状況を踏まえ見直しを行った。全国規模にてエリアプライスで精算を行った場合(パターン②)、**市場分断時を含め価格固定ができる反面、市場分断値差の補填によりJEPXに損失が生じる可能性**があるため、市場分断値差の補填等技術的な問題が発生しないパターン③(清算価格と市場範囲の双方がエリア単位)とした。
- エリア範囲は電力取引量や市場における匿名性担保の観点から、**東日本(北海道、東北、東京)と西日本(中部、北陸、関西、中国、四国、九州)の2エリア**とした。

論点1.清算価格と市場範囲 (①清算価格)

第29回制度設計専門会合
(2018年4月23日) 資料5より抜粋

- 市場範囲と清算価格については、前回の審議会において清算価格をエリアプライスへ変更することについて多くの賛同が得られている。
- このため、先渡市場における価格ヘッジ機能を確実なものとし、市場分断値差の補填等の技術的な問題が発生しないパターン③(市場範囲と清算範囲の双方をエリア単位とする案)を採用してはどうか。

	パターン① (現行市場)	パターン②	パターン③
市場範囲	全国	全国	エリア
清算価格	システムプライス	エリアプライス	エリアプライス
内容	・ 売買入札は全国単位で実施し、市場分断結果にかかわらず、システムプライスを基準に精算を実施。	・ 売買入札を全国単位で実施する一方、精算単位はエリアプライスを活用する。 ・ 市場間の値差について、市場分断値差等の財源で補填する必要がある。	・ 売買入札をエリア単位で実施するとともに、精算単位もエリアプライスを活用する。 ・ 市場間の値差について、市場分断値差等の財源で補填する必要がない。
メリット／デメリット	<メリット> ・ 売買入札を一つの市場へ集中させることが可能。 ・ 売買入札の匿名性が高い。 <デメリット> ・ 市場分断時の価格固定ができない。	<メリット> ・ 売買入札を一つの市場へ集中させることが可能。 ・ 市場分断時を含め価格固定が可能。 ・ 売買入札の匿名性が高い。 <デメリット> ・ 市場分断値差の補填に値差収益を使用する場合、JEPXに損失が生じる可能性がある。	<メリット> ・ 市場分断時においても価格固定が可能。 ・ 市場分断値差による補填等は不要。 <デメリット> ・ 売買入札の匿名性が低下する場合がある。 ・ 売買入札が市場ごとに分散。

(参考) 需給調整市場における事前的措施の対象とする事業者の範囲

- 需給調整市場においては、市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対し、一定の規範に基づいて入札を行うことを要請するという事前的措施を講じている。
- 対象事業者は、ゲートクローズ時点の分断実績や調整力の広域運用時点の分断実績を踏まえ、事業者が市場支配力を持ちうる地理的範囲を4エリア（北海道、東日本、西日本、九州）に分割し、各範囲毎に検討している。

地理的範囲の画定のまとめ

第71回制度設計専門会合
(2022年3月24日) 資料6より抜粋

- 調整力kWh市場と調整力ΔkW市場における分析・評価の対象とする地理的範囲については、以下のとおり。
- 次回以降、当該地理的範囲において、大きな市場支配力を有する蓋然性の評価を行い、事前的措施の対象とする事業者の範囲を決定する。
- なお、事前的措施の対象とする事業者の範囲の見直しが完了するまでの間は、引き続き、現在の対象範囲を継続することとしたいがどうか。

分析・評価の対象とする地理的範囲（調整力kWh市場・調整力ΔkW市場）

- a. 北海道
- b. 東京・東北
- c. 中部・北陸・関西・中国・四国
- d. 九州



②－２：市場範囲を見直す頻度、分割・統合の判断時期

- 市場範囲を見直す場合、どのような頻度で市場範囲を見直すことが考えられるか。年度ごとや複数年ごと等一定期間毎における見直しだけではなく、値差の拡大状況によっては年度途中でも市場範囲を見直し、変更することも考えられるか。
- 例えば、各回ごとに市場範囲を見直すこととなれば、値差の発生状況には迅速に対応できるものの、オークションごとに市場範囲が変更となる可能性がある。その場合、事業者の入札行動や実務面にはどのような影響があると考えられるか。
- 年度途中にも市場範囲を見直すなど検討の頻度が多い場合、市場の予見性は低下すると考えられる一方で、見直しの頻度が少ない場合、足下の値差発生状況を適切に反映できない可能性があるがどのように考えるか。
- 一方で、市場範囲を見直したとしても、オークション約定処理から受渡し期間満了までの間に値差の発生状況は大きく変わる可能性がある（オークション終了から受渡し期間満了までは最大２１ヶ月）がどのように考えるか。
- また、市場範囲を見直す場合、いつ・どの時点で、どのような要素をもとに判断するべきか。

＜オークションごとに市場範囲を見直す場合のスケジュールイメージ＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1回 オークション	分断状況検証		▼市場範囲 見直し		▼オークション					
第2回 オークション			分断状況検証		▼市場範囲 見直し		▼オークション			
第3回 オークション					分断状況検証		▼市場範囲 見直し		▼オークション	
第4回 オークション							分断状況検証		▼市場範囲 見直し	オークション▼

③ 閾値以上の値差を清算する手法について

- 値差清算については、2023年度受渡し分までと同様の対応でもあり、2025年度受渡し分までの対応としても考えられるが、一方で、2021年10月以降、値差は大幅に拡大している状況。
- スポット市場の高騰等踏まえ B L 市場の約定価格も上昇する中、5%等一定の閾値を定め清算する場合も、閾値以下となり清算されない損益額自体が大きくなるため、市場参加者の経営への影響も拡大する可能性があるがどのように考えるか。
- また、値差の拡大に伴い、閾値を上回り清算される値差損益額も大きくなると考えられる。清算が年毎等定期的に行われるなか、1 回あたりの値差清算額が多額となることでも、市場参加者の経営に影響を与える可能性もあるがどのように考えるか。
- B L 電源へのアクセス環境のイコルフットィングを図る目的から、B L 市場では大規模事業者に対し制度的な供出と供出上限価格以下での入札を求めている。そのことから、B L 市場は大規模事業者が必要費用を適切に回収できること、事業の予見性が確保されていることで成立する市場であるとも考えられる。
- 値差が短期間で急激に増加し、市場参加者に与える影響も拡大している状況のなか、閾値以上の値差を清算する手法についてどのように考えるか。

2024年度・2025年度受渡し分における値差への対応について

- 値差への対応として、②市場範囲の分割・統合を行う場合、過大な値差が発生する可能性は減少する。市場の流動性は低下するが、値差の急激な拡大状況や、市場参加者の事業性への影響を踏まえると、2024年度受渡し分（2023年度オークション）より市場範囲を見直すことも考えられるか。また、市場範囲はどのように考えるべきか。
- 一方で、市場範囲を見直してもなお、一定程度の値差が発生する可能性は否定できない。また、2022年度のように年度内に急激に値差が拡大する可能性もあり、市場範囲を見直しただけでは十分な対応ができない可能性も考えられる。
- また、③閾値以上の値差を清算する手法については、2023年度受渡し分までの対応方法とも同様の方法であり、固定的な価格での受渡しにも近づくものである。市場間値差がある程度の範囲内であり、予見性がある場合には、値差損益清算のみでの対応も考えられる。
- 一方で、清算を行う場合も、約定価格の上昇や値差の急激な拡大とともに、市場参加者の事業性への影響も拡大する可能性があるなか、値差損益清算についてどのように考えるか。
- 例えば、市場範囲を見直すことで過大な値差が発生する可能性を低減させたとうえで、それでもなお発生する値差については、2023年度受渡し分までの対応と同様に、閾値以上の値差を清算することも考えられるか。